大阪府面会交流支援事業のご案内

面会交流とは、子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。面会交流は子どものために行うものです。離れて暮らしていても、子どもにとってはかけがえのない父と母であることは変わりありません。社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会では、大阪府からの委託を受けて面会交流のサポートをします。

面会交流支援事業の流れ

① お問合せ・お申込み（大阪府母子寡婦福祉連合会）

事業内容等をご説明しますので、大阪府母子寡婦福祉連合会にお電話ください。支援を希望する場合は、父母それぞれから申込書と必要な添付書類をご提出ください。（なお、父母それぞれから申込みがない場合は資格確認の手続きに進めませんので、ご留意ください。令和４年度の申込締切は令和４年12月15日です。）

◆ 申込み時は以下の書類を大阪府母子寡婦福祉連合会までご提出ください。（郵送、持参）

- ☐ 面会交流支援事業申込書（本ちらしの右半分の申込書を切り取ってご利用ください）
- ☐ 住所確認書類：免許証または健康保険証の両面の写し
- ☐ 子どもの氏名・年齢を証明する書類の写し［同居親のみ］
- ☐ 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書（児童扶養手当を受給していない場合）
- ☐ 面会交流に係る合意書面：調停調書・公正証書等の写し

② 資格確認（大阪府母子寡婦福祉連合会）

父母双方から申込書及び添付書類が提出されたら、面会交流支援事業の資格確認を行い、支援候補者に該当するか否かを申込者にお知らせします。

③ 事前面談・面会交流支援計画の策定・支援対象者の決定（面会交流支援団体：NPO法人ハッピーシェアリング）

支援候補者となった父母それぞれに事前面談を行い、面会交流支援計画書を策定します。計画書をご確認いただき、面会交流にあたっての遵守事項にご誓約いただいた後、正式に面会交流支援事業の対象となるか否かを「面会交流支援事業実施の可否通知」にて支援候補者にお知らせします。（令和５年２月15日までに「面会交流支援事業実施の可否通知」が通知されない場合、令和４年度は本事業による面会交流支援を受けることができませんので、ご留意ください。）

④ 面会交流支援の実施（面会交流支援団体：NPO法人ハッピーシェアリング）

面会交流支援対象者として決定された方に、面会交流支援計画書に基づき、面会交流支援を実施します。支援期間は、計画書作成日から最長１年間（ただし、令和４年度は令和５年３月15日まで）です。次ページに記載の支援費用は無料です。（ただし、交通費等、実費負担になるものもあります）

※面会交流支援団体（NPO法人ハッピーシェアリング）において規定する面会交流ルールの違反が認められた場合、支援は中止となります。

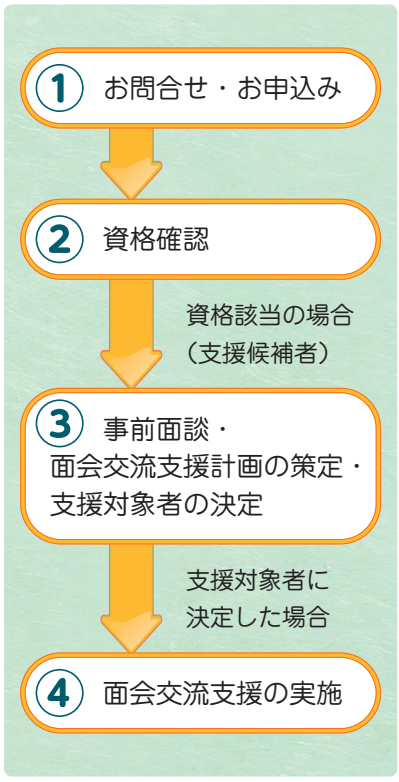

お問合せ・申込先

06-6748-0263

受付　月～土曜日／10：00～16：00

休日　日・祝、年末年始（12月29日～１月３日）

まずはお電話下さい

面会交流支援事業HP

受託事業者：社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会

〒537-0025　大阪市東成区中道１丁目３番59号 大阪府立母子・父子福祉センター内

大阪府面会交流支援事業のお申込みにあたって

◆ 面会交流支援事業の支援費用

面会交流支援事業の支援対象者として決定された場合、面会交流支援計画書作成日から最長１年間（ただし、令和４年度は令和５年３月15日まで）は、下記の①～③の費用（消費税込）分については無料[※1]で面会交流支援を受けることができます。

① 事前面談費用：5,500円／回（父母それぞれ２回まで）
② 見守り型の面会交流支援[※2]：月１回２時間以内　10,000円（子ども２名まで。子どもが３名以上の場合、１名ごとに10,000円追加）
③ 受渡し型の面会交流支援[※2]：月１回　8,000円（子どもの人数は問わない）

※１　上記以外の提出書類費用、交通費、屋外施設の利用料等については自己負担となります。
※２　面会交流は面会交流支援計画書に基づいて行われるため、計画書の内容によっては月に複数回実施する場合がありますが、本事業で費用を支援するのは月１回分のみとなります。

◆ 面会交流支援事業の対象要件

本事業の支援の対象者は以下のすべての要件を満たす方です。

(1) 同居親又は別居親が大阪府内（ただし、大阪市、堺市、吹田市、高槻市、豊中市、八尾市、東大阪市、枚方市、寝屋川市を除く）に住所を有していること。
(2) 面会交流支援計画書作成時点において、概ね15歳未満である子どもとの面会交流を希望する別居親又は同居親であること。
(3) 同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること。
(4) 面会交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
(5) 子どもの連れ去り、配偶者暴力、子どもへの虐待などの恐れがないこと。
(6) 過去に大阪府面会交流支援事業や他の自治体又は面会交流支援団体による面会交流支援を利用したことがないこと。

また、以下の事項について、ご同意の上お申し込みください。

(A) 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会や面会交流支援団体（NPO法人ハッピーシェアリング）への申請書や電話・面談等での確認事項等、本事業において徴取した情報や書類は両団体及び大阪府の間において情報共有を行うこと。
(B) 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会による資格確認及びNPO法人ハッピーシェアリングによる事前面談の結果によっては、面会交流支援事業の対象とならない場合があること。
(C) 見守り型の面会交流支援については、複数のグループ（別居親と子）が面会交流支援団体（NPO法人ハッピーシェアリング）の指定する場所にて２時間の面会交流を行うものであること。
(D) 大阪府暴力団排除条例における暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
(E) 虚偽の申請であることが判明した場合は、面会交流支援を停止し、支援に要した費用の請求を求める場合があること。
(F) 面会交流支援事業の実施については、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会、NPO法人ハッピーシェアリングの指示に従うこと。
(G) 面会交流の場面に父母の紛争を持ち込まないこととし、父母は、子どもの心身の安全に最大限配慮し、相手親の意志及び生活状況を尊重し面会交流に関する約束、誓約事項、支援計画を遵守すること。
(H) 面会交流支援に際して、子どもに事故や怪我があった場合は、その子どもと一緒にいた父母が責任を負い、大阪府、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会及び面会交流支援団体（NPO法人ハッピーシェアリング）は一切責任を負わないこと。

様式第５号

受付番号	

大阪府面会交流支援事業申込書

年　　月　　日

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会　理事長　滝本美津代 様

下記の通り面会交流支援事業を申し込みます。なお、申し込みにあたり、裏面の事項を承認、遵守します。

申請者	フリガナ 氏名		年齢 （　　歳）
	住所	〒　都道府県　市町村	
	もう一方の親の氏名		
	メールアドレス		
	電話番号		
	希望支援	□ 見守り型　・　□ 受渡し型　（□ 日帰り・□ 宿泊）	
	子との関係	□ 父　・　□ 母	
	子との同居	□ 同居　・　□ 同居していない	
	過去に本事業と同様の支援を受けたか	□ 受けていない　・　□ 受けた（自治体・支援団体名：　　）	

面会の対象となる子の状況

フリガナ 氏名	生年月日 （年齢）	性別	住所 （同居親のみ）
	年　月　日 （　　歳）		
	年　月　日 （　　歳）		
	年　月　日 （　　歳）		

提出書類（下表右欄のいずれか一つ）　**※ マイナンバーは記載していないこと。**

項目	提出書類（両面コピー）
自身の氏名・住所を証明するもの	□ 免許証の両面の写し □ 健康保険証の両面の写し（裏面に現住所を記載）
子の氏名・年齢を証明するもの （同居親のみ）	□ ひとり親家庭等医療費医療証の写し □ 健康保険証の両面の写し（裏面に現住所を記載）
所得を証明するもの	□ 児童扶養手当証書の写し □ 所得証明書（直近のもので原本） （児童扶養手当を受給していない場合）
面会交流に係る合意書面	□ 裁判所の調停調書等の写し（試行的面会を実施している場合は調査官報告書も添付） □ 公正証書の写し　□ 離婚協議書の写し

※ 上記の書類のほか、戸籍謄本や住民票等が必要になる場合があります。

裏面へ ⇒

申込時の資格要件

（1）同居親又は別居親が大阪府内（ただし、大阪市、堺市、吹田市、高槻市、豊中市、八尾市、東大阪市、枚方市、寝屋川市を除く）に住所を有していること。

（2）面会交流支援計画書作成時点において、概ね15歳未満である子どもとの面会交流を希望する別居親又は同居親であること。

（3）同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること。

（4）面会交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。

（5）子どもの連れ去り、配偶者暴力、子どもへの虐待などの恐れがないこと。

（6）過去に大阪府面会交流支援事業や他の自治体又は面会交流支援団体による面会交流支援を利用したことがないこと。

同意事項　※チェック☑をご記入ください。

□ 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会や面会交流支援団体（NPO法人ハッピーシェアリング）への申請書や電話・面談等での確認事項等、本事業において徴取した情報や書類は両団体及び大阪府の間において情報共有を行うこと。

□ 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会による資格確認及びNPO法人ハッピーシェアリングによる事前面談の結果によっては、面会交流支援事業の対象とならない場合があること。

□ 見守り型の面会交流支援については、複数のグループ（別居親と子）が面会交流支援団体（NPO法人ハッピーシェアリング）の指定する場所にて２時間の面会交流を行うものであること。

□ 大阪府暴力団排除条例における暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

□ 虚偽の申請であることが判明した場合は、面会交流支援を停止し、支援に要した費用の請求を求める場合があること。

□ 面会交流支援事業の実施については、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会、NPO法人ハッピーシェアリングの指示に従うこと。

□ 面会交流の場面に父母の紛争を持ち込まないこととし、父母は、子どもの心身の安全に最大限配慮し、相手親の意志及び生活状況を尊重し面会交流に関する約束、誓約事項、支援計画を遵守すること。

□ 面会交流支援に際して、子どもに事故や怪我があった場合は、その子どもと一緒にいた父母が責任を負い、大阪府、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会及び面会交流支援団体（NPO法人ハッピーシェアリング）は一切責任を負わないこと。

上記の項目は、申請者双方（同居親・別居親）が合意したものであり、遵守されないときは、支援を中止されても異議申し立てはいたしません。

署　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　**（自筆で署名下さい。）**